予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:総務管理費 目:人事管理費

事 業 名 【新】旧県庁舎福利厚生関係什器·備品等処分費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

総務部 職員厚生課 福利係 電話番号:058-272-1111(内2336)

E-mail: c11112@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

3,000 千円 (前年度予算額:

- 千円)

<財源内訳>

				財	源	内	訳		
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	寄附金	その他	県 債	一般財源
前年度	0	0	0	0	C	0	0	0	0
要求額	3,000	0	0	0	C	0	0	0	3, 000
決定額									

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

県は職員の福利厚生事業として職員食堂、議会レストラン及び診療所の運営を(一財) 岐阜県職員互助会に委託しており、事業に必要な福利厚生備品等を県が購入したうえで互助会へ貸与している。

令和4年度の新県庁舎の移転により、老朽化し不要となった福利厚生備品等を各種関係 法令に基づき適切に処分できるよう、その経費を要求するものである。

(2) 事業内容

新県庁舎へ移転せず不要となった福利厚生備品を産業廃棄物として収集運搬処分業者に 委託して処分を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県職員の福利厚生事業に使用した県所有の備品等であるため、県が経費を負担すべきである。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

0 中不良切損	71 130/					
事業内容	金額	事業内容の詳細				
委託料	3, 000	職員食堂、議会食堂の厨房機器、診療所の医療機器等の産業廃棄物収 集運搬、処分費用				
合計	3,000					

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

旧県庁舎全体の解体撤去計画に沿って、適切かつ迅速に処分を行う。

(2) 国・他県の状況

(3)後年度の財政負担

旧県庁舎の解体撤去に伴う費用であるため、その後の財政負担はなし。

(4) 事業主体及びその妥当性

県職員の福利厚生事業実施のため使用された県所有の備品等であり、県が事業主体となり処分すべきものである。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新	規	要	求	事	業	
継	続	要	求	事	業	

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

旧県庁舎全体の解体撤去計画に沿って、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び特定 家庭用機器再商品化法等の関連法令に基づき、適切かつ迅速に処分を行う。

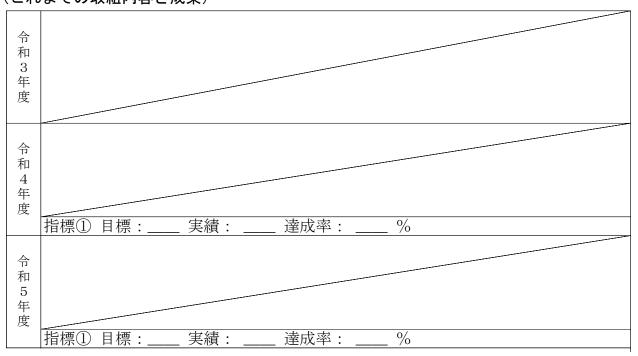
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
2						

〇指標を設定することができない場合の理由

本事業は県庁舎移転に伴い発生する必要不可欠な事業であり、指標を設定することは困難である。

(これまでの取組内容と成果)



2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価) 2 令和4年度開庁予定の新県庁舎に移転後、旧県庁舎における福利厚生備品の処分等について検討を行い、適切かつ迅速に備品等を処分する必要がある。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない

(評価	i)
-----	----

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

旧県庁舎における不要備品の具体的な処理方法について、迅速に進める必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課	1]
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など		· _ _